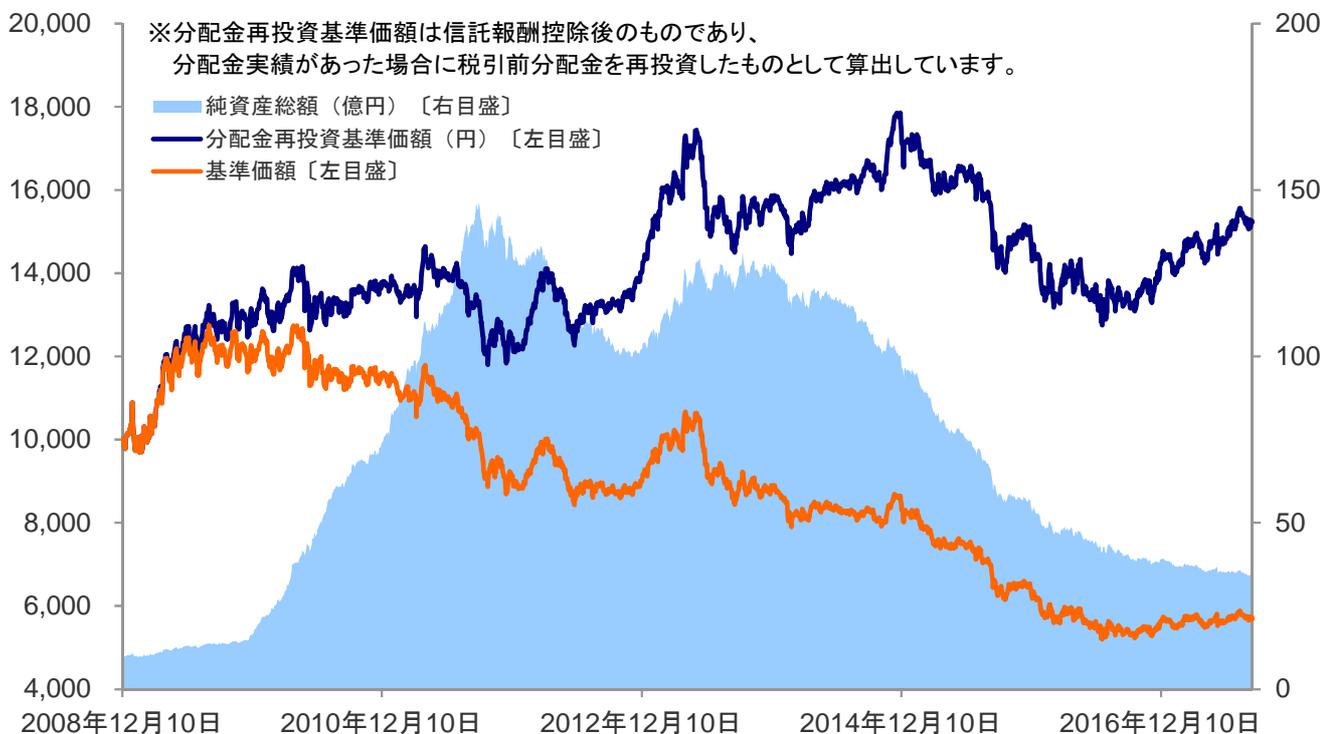


高金利国際機関債ファンド（毎月決算型） 追加型投信／海外／債券

ファンドの投資方針・特色

- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、世界の国際機関債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
- 各マザーファンドを通じて投資する国際機関債等は、原則として、取得時においてAAA格相当の格付けを取得しているものに限りません。
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドを通じて投資する各国通貨への実質投資比率は、原則として均等配分とします。なお、基本配分比率には一定の許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- 毎月（原則24日）決算を行い、「収益分配方針」に基づき分配を行います。分配金は増減したり、支払われないことがあります。

基準価額と純資産総額の推移



ファンド概況

【概要】

| | |
|-------|--------------------|
| 設定日 | 2008年12月10日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎月24日（休業日の場合は翌営業日） |
| 信託報酬率 | 後記の「ファンドの費用・税金」参照 |

【信託財産の状況】

| | 第101期 2017年7月24日 | 第102期 2017年8月24日 |
|----------|---------------------|---------------------|
| 外国債券 | 93.46% | 94.17% |
| 金銭信託等その他 | 6.54% | 5.83% |
| 合計 | 100.00% | 100.00% |
| 銘柄数 | 20 | 20 |

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

【基準価額および純資産総額】

| | 第101期 2017年7月24日 | 第102期 2017年8月24日 |
|------------|---------------------|---------------------|
| 基準価額(円) | 5,779 | 5,686 |
| 純資産総額(百万円) | 3,506 | 3,403 |

【基準価額（分配落後）の設定来の高値、安値】

| | | |
|-------|--------|------------|
| 高値(円) | 12,741 | 2009年8月10日 |
| 安値(円) | 5,196 | 2016年6月28日 |

高金利国際機関債ファンド（毎月決算型）

追加型投信／海外／債券

【基準価額の騰落率】

| | ファンド |
|-------|--------|
| 1カ月前比 | Δ1.00% |
| 3カ月前比 | 3.50% |
| 6カ月前比 | 2.78% |
| 1年前比 | 15.23% |
| 3年前比 | Δ6.93% |
| 設定来 | 52.36% |

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。なお騰落率の計算は決算日ベースとしています。

【債券特性】

| | 第101期 2017年7月24日 | 第102期 2017年8月24日 |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 修正デュレーション | 2.18年 | 2.11年 |
| 残存年数 | 2.51年 | 2.43年 |
| 複利最終利回り | 7.06% | 6.98% |
| 直接利回り | 7.31% | 7.31% |

※ ファンドの複利最終利回りおよび直接利回りは実際の投資家利回りとは異なります。

【マザーファンドの組入状況】

| | 第101期 2017年7月24日 | 第102期 2017年8月24日 |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| 新興国通貨建国際機関債マザーファンド | 77.89% | 78.38% |
| 豪ドル債マザーファンド | 19.62% | 19.36% |
| 金銭信託等その他 | 2.50% | 2.26% |
| 合計 | 100.00% | 100.00% |

※ 上記比率は対純資産総額比

【分配金の実績】

| 第91期 | 第92期 | 第93期 | 第94期 | 第95期 | 第96期 | 第97期 | 第98期 | 第99期 | 第100期 | 第101期 | 第102期 | 設定来 累計 |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| '16年9月 | '16年10月 | '16年11月 | '16年12月 | '17年1月 | '17年2月 | '17年3月 | '17年4月 | '17年5月 | '17年6月 | '17年7月 | '17年8月 | |
| 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 8,845 |

※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)

基準価額変化の要因分析

(単位:円)

| | 第97期 2017年3月 | 第98期 2017年4月 | 第99期 2017年5月 | 第100期 2017年6月 | 第101期 2017年7月 | 第102期 2017年8月 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 基準価額(各期末) | 5,695 | 5,592 | 5,595 | 5,687 | 5,779 | 5,686 |
| 騰落額(前期末比) | Δ45 | Δ103 | 3 | 92 | 92 | Δ93 |
| 為替市場要因 | Δ49 | Δ104 | 27 | 49 | 105 | Δ93 |
| ブラジル・リアル | Δ44 | Δ17 | Δ25 | Δ26 | 58 | Δ17 |
| メキシコ・ペソ | 28 | 4 | 17 | 37 | 19 | Δ21 |
| トルコ・リラ | Δ31 | Δ6 | 25 | 17 | Δ13 | Δ2 |
| 南アフリカ・ランド | 23 | Δ63 | 10 | 12 | Δ7 | Δ36 |
| 豪ドル | Δ26 | Δ23 | 3 | 10 | 47 | Δ18 |
| 債券市場要因 | 44 | 42 | 17 | 85 | 27 | 41 |
| キャピタルゲイン | 13 | 10 | Δ15 | 50 | Δ4 | 7 |
| インカムゲイン | 31 | 33 | 32 | 35 | 30 | 33 |
| 収益分配金 | Δ35 | Δ35 | Δ35 | Δ35 | Δ35 | Δ35 |
| 信託報酬等 | Δ5 | Δ6 | Δ6 | Δ6 | Δ5 | Δ6 |

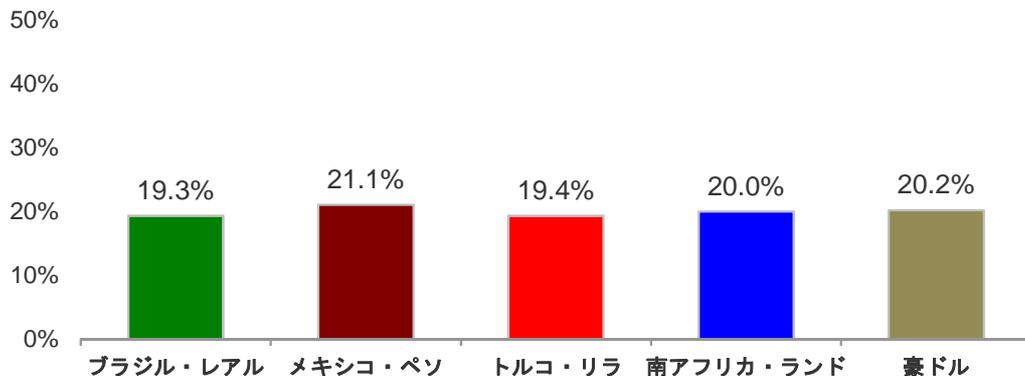
※ 要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

高金利国際機関債ファンド（毎月決算型）

追加型投信／海外／債券

組入債券の状況

【通貨別債券組入比率】



※ 上記比率は組入債券の評価金額合計に対する割合

【格付別債券組入状況】



※ 左記比率は組入債券の評価金額合計に対する割合

※ 左記格付はムーディーズ・インベスターズ・サービスによる格付を採用

【組入上位10銘柄】

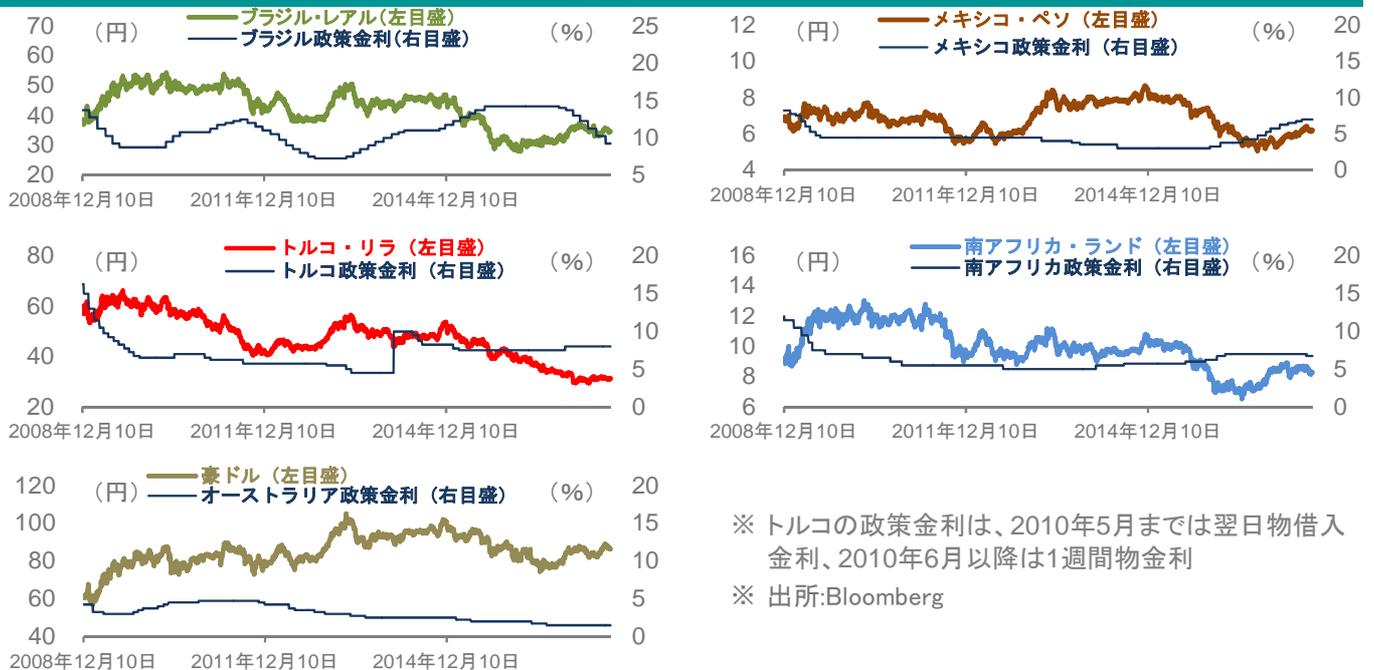
| | 銘柄名 | 利率 | 償還日 | 通貨 | 債券種類 | 組入比率 |
|----|-------------------------|---------|-------------|-----------|-------|--------|
| 1 | 国際復興開発銀行 7.5% 20/3/5 | 7.500% | 2020年3月5日 | メキシコ・ペソ | 国際機関債 | 14.98% |
| 2 | 国際金融公社 10% 19/6/14 | 10.000% | 2019年6月14日 | ブラジル・リアル | 国際機関債 | 10.70% |
| 3 | 欧州投資銀行 5.75% 18/4/3 | 5.750% | 2018年4月3日 | トルコ・リラ | 国際機関債 | 10.61% |
| 4 | 欧州投資銀行 9% 21/3/31 | 9.000% | 2021年3月31日 | 南アフリカ・ランド | 国際機関債 | 7.91% |
| 5 | 国際復興開発銀行 5.75% 19/10/21 | 5.750% | 2019年10月21日 | 豪ドル | 国際機関債 | 7.77% |
| 6 | 欧州投資銀行 7.5% 20/9/10 | 7.500% | 2020年9月10日 | 南アフリカ・ランド | 国際機関債 | 4.90% |
| 7 | 国際金融公社 11.5% 20/10/30 | 11.500% | 2020年10月30日 | ブラジル・リアル | 国際機関債 | 4.49% |
| 8 | 欧州投資銀行 6.25% 21/6/8 | 6.250% | 2021年6月8日 | 豪ドル | 国際機関債 | 4.32% |
| 9 | 欧州投資銀行 4.75% 24/8/7 | 4.750% | 2024年8月7日 | 豪ドル | 国際機関債 | 3.99% |
| 10 | 欧州投資銀行 8.5% 19/7/25 | 8.500% | 2019年7月25日 | トルコ・リラ | 国際機関債 | 3.98% |

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

高金利国際機関債ファンド（毎月決算型）

追加型投信／海外／債券

為替レートと政策金利の推移



運用経過・市場動向・市場見通しについて

【運用経過】新興国通貨建国際機関債マザーファンド、豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、各通貨が均等になるように国際機関債を組み入れた運用を継続しました。

【市場動向】米欧主要中央銀行による金融政策の正常化に向けた動きが進むなか、北朝鮮情勢の緊張の高まりや米国大統領の政権運営への不安などを材料に世界的に金融市場の価格変動率が上昇し、資源国・新興国通貨は軒並み対円で弱含みました。

【市場見通し】

ブラジル 景気指標の改善、インフレ率の鈍化、経常赤字の縮小傾向などを背景にブラジル・レアル相場は足元では安定感を強めています。現職大統領の汚職疑惑による政治情勢の混乱から労働市場改革や年金改革などの実現可能性には疑念が持たれています。来年の大統領選挙を巡る不透明感なども相まって暫くは政局睨みでレアルは上下に振れやすい展開が予想されます。

メキシコ 年初以降のメキシコ・ペソ買い戻しの動きには一服感が出ています。8月に始まったNAFTA(北米自由貿易協定)再交渉では、米国が対メキシコの貿易赤字削減を目標に掲げており、通貨の不安定化リスクを注視しています。

トルコ インフレ率が高水準にとどまっていることに加え、慢性的な経常赤字で海外資金への依存度が高いことから、米欧主要中央銀行による金融政策正常化の過程で先進国長期金利が急変動するリスクを注視しています。

南アフリカ 政治情勢の不透明感、財政健全化の遅れからもう一段の格下げ懸念が残っていることや、慢性的な経常赤字で海外資金フローの影響を受けやすいことから、南アフリカ・ランドは下振れリスクが意識されやすいとみています。

オーストラリア 中央銀行の自国通貨高懸念は上値を抑える材料ですが、経済的な結びつきの強い中国の景気が底堅く推移し、主要輸出品である鉄鉱石や石炭の価格が持ち直していることから、相対的に高格付けかつ高金利の同国への資金流入が期待でき、オーストラリア・ドルは底堅く推移するとみています。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

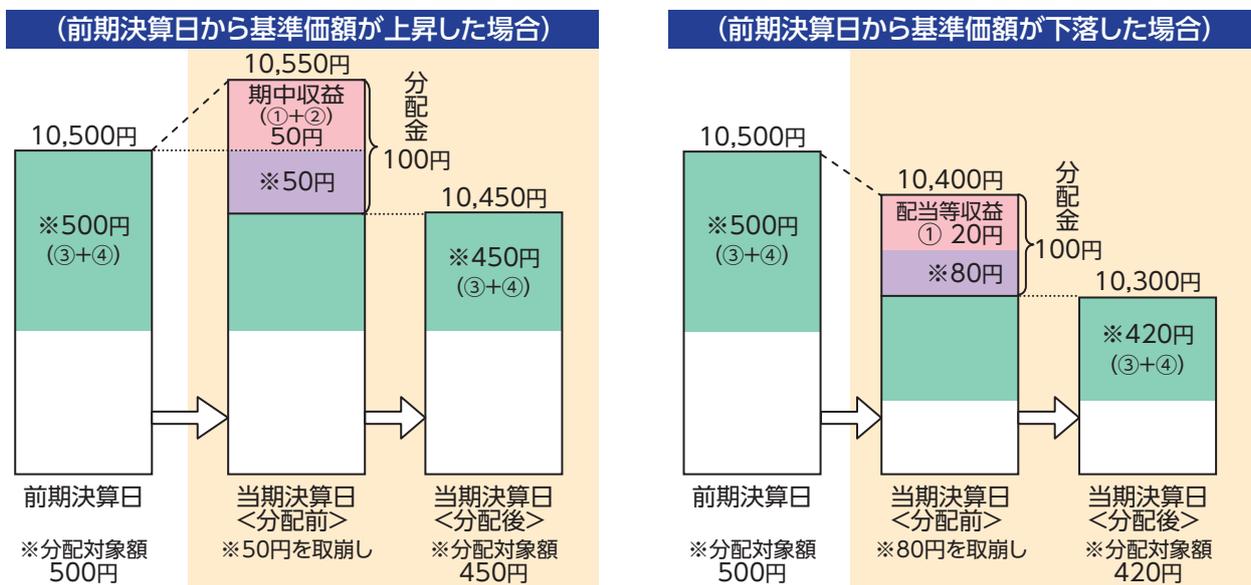
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



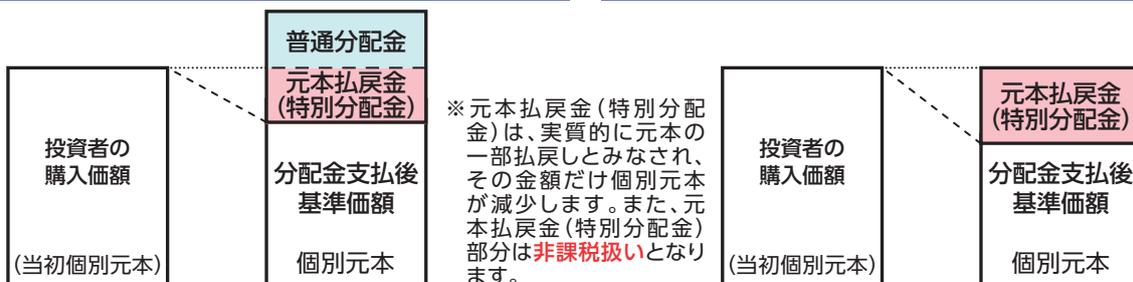
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)はマザーファンドを通じて、債券(公社債)など値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

| | |
|---------------|---|
| 債券価格変動 リスク | 債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動 リスク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| カントリー リスク | 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金申込不可日 | ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、シドニーの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2008年12月10日設定) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 毎月24日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。 お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| 公 告 | 原則、電子公告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

手続・手数料等

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|-----------------|--------|------|---------------|------|-----------------|------|-----------------|----|-----------------------|------|-------|------|-----------------------------|------|---|------|----------------------------|----|--------------------------------------|
| 購入時手数料 | <p>購入価額に3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.188%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とし、運用管理費用(信託報酬)は毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。</p> <p><内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.54%(税抜0.5%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.594%(税抜0.55%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.054%(税抜0.05%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.188%(税抜1.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> | 配分 | 料率(年率) | 委託会社 | 0.54%(税抜0.5%) | 販売会社 | 0.594%(税抜0.55%) | 受託会社 | 0.054%(税抜0.05%) | 合計 | 1.188%(税抜1.1%) | 支払い先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 合計 | 運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 |
| | 配分 | 料率(年率) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 0.54%(税抜0.5%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 0.594%(税抜0.55%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.054%(税抜0.05%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1.188%(税抜1.1%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払い先 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|--------------|--|
| 分配時 | 所得税及び 地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び 地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315% |

- ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ・法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 野村信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| | 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 |
|------|---------------|---|---|
| 銀行 | 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| | 株式会社名古屋銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社但馬銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社栃木銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社東京スター銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| | 株式会社愛媛銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社静岡中央銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号 | 日本証券業協会 |
| 証券会社 | 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| | 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| | 日産証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 |
| | 明和證券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号 | 日本証券業協会 |
| | カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| | 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | 日本証券業協会 |
| 信用組合 | 全国信用協同組合連合会 ※ | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第300号 | |

※全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00~午後 5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>